

関係河川使用者への通知の考え方

平成22年2月28日

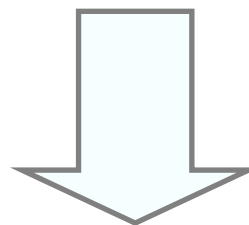
九州地方整備局

（水利使用の申請があつた場合の通知）

第38条 河川管理者は、水利使用に関し第23条又は第26条第1項の許可の申請があつた場合においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、申請者の氏名、水利使用の目的その他国土交通省令で定める事項を第23条から第29条までの規定による許可を受けた者及び政令で定める河川に関し権利を有する者（以下「関係河川使用者」と総称する。）に通知しなければならない。

ただし、当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行うことについて同意をした者については、この限りでない。

今回の申請では同意をした者はいない



関係河川使用者のうち、「損失を受けないことが明らか」でない者には通知をしなければならない。

①河川法第23条から第29条までの規定による許可を受けた者

第23条：流水の占用の許可 * 河川の流水の使用（取水、貯留等）に関する許可

第24条：土地の占用の許可 * 河川区域内の土地の占用の許可

第25条：土石等の採取の許可 * 河川区域内の土地における土石等の採取の許可

第26条：工作物の新築等の許可 * 河川区域内の土地等における工作物の新築、改築、除却の許可

第27条：土地の掘削等の許可 * 河川区域内の土地の形状を変更する行為等の許可

第28条：竹木の流送等の禁止、制限又は許可 * 竹木の流送の許可、舟・筏の通航制限

第29条：河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可

* 汚物、染料その他河川の流水を汚濁する恐れのあるものが付着した物件の洗浄

* 土石、竹木その他の物件の堆積、設置 に係る行為の許可

②政令で定める河川に関し権利を有する者

政令第21条

河川に関し権利を有する者は、漁業権者及び入漁権者とする。

* 入漁権：漁業権者との契約に基づき、その有する共同漁業権または特定の区画漁業権に関する漁場で、その漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利

- 第23条: 流水の占用の許可 * 河川の流水の使用(取水、貯留等)に関する許可
- 第24条: 土地の占用の許可 * 河川区域内の土地の占用の許可
- 第25条: 土石等の採取の許可 * 河川区域内の土地における土石等の採取の許可
- 第26条: 工作物の新築等の許可 * 河川区域内の土地等における工作物の新築、改築、除却の許可
- 第27条: 土地の掘削等の許可 * 河川区域内の土地の形状を変更する行為等の許可
- 第28条: 竹木の流送等の禁止、制限又は許可 * 竹木の流送の許可、舟・筏の通航制限
- 第29条: 河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可
* 汚物、染料その他河川の流水を汚濁する恐れのあるものが付着した物件の洗浄
* 土石、竹木その他の物件の堆積、設置に係る行為の許可

このうち、今回の申請に係る水利使用により、損失を受けないことが明らかでない者に通知

●発電水利の特性

水力発電のための水利使用は、落差を利用してエネルギーに転換するものであり、取水された水は消費されず、量的にも質的にも取水されたときとほぼ同様の状態で河川に放流される。
ただし、取水地点から放流地点までは、取水量分、河川水は減ることになる(減水区間)。

このため、

○ 河川の流量が減少する取水地点から発電後河川へ放流される地点までの区間(減水区間)

○ 河川の水位がダムの貯留により増加する区域(湛水区間)

以外の許可受者は、今回の申請に係る水利使用により損失を受けないことは明らかとして、通知候補からは除外。

【減水区間】

●河川法第24条の規定による許可を受けた者

(許可の対象物件)

- ◇電線類で河川の上空を占有するもの
- ◇堤防沿いの施設で河川区域内を占有するもの

河川を横過するものや隣接する施設(ともに流水に直接触れない)等、いずれも河川の流況によって、当該施設の目的が阻害されることは通常考えられないことから、今回の申請に係る水利使用により損失を受けないことは明らかであり、通知対象から除外。

○第23・25・27・28・29条:いない

【湛水区間】

●河川法第24・26条の規定による許可を受けた者

- ◇電線類、橋梁添架(ケーブル等)等、河川の上空を占有するもの
- ◇橋梁、道路法面、坂路、舟吊り上げ機といった工作物の一部が河川区域内を占有するもの

◇河川を横過するもの(流水に直接触れない)、◇橋脚・道路法面等河川の流水には接するが、構造上支障がないものと判断できるもの、◇坂路・舟吊り上げ機といった、逆に貯留しないことにより支障が生じると考えられるものであり、いずれも今回の申請に係る水利使用に伴って、当該施設の目的が阻害されることは通常考えられないことから、損失を受けないことは明らかであり、通知対象から除外。

○第23・25・27・28・29条:いない

政令第21条

河川に関し権利を有する者は、漁業権者及び入漁権者とする。

* 入漁権: 漁業権者との契約に基づき, その有する共同漁業権または特定の区画漁業権に関する漁場で, その漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利

河川(内水面)において漁業を営む球磨川漁業協同組合が該当。
今回の申請に係る水利使用により損失を受けないことが明らかとは言えないため、通知を行う必要があるものと考えられる。